地方独立行政法人法（平成29年改正）の概要

資料２

（大安研関連箇所抜粋）

平成２９年６月９日公布

平成３０年４月１日施行

（※一部は平成３２年４月１日施行）

１　ＰＤＣＡサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

(1)設立団体の長と評価委員会が果たす役割のあり方

　　・法人の業績評価の主体を現行の評価委員会から設立団体の長に変更。

　　・設立団体ごとに設置される評価委員会は存続するが、必要な役割は整理。

　　　設立団体の長に権限移譲したものは評価委員会の権限・事務を廃止。

　　・設立団体の長は、評価結果に基づき、法人に対して業務運営の改善等を命ずることができる。

　　・法人は、評価結果を業務運営の改善に反映させる。

　(2)目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直し

　　・具体的な中期目標を設定。

　　・中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価を行う。

２　法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

(1)内部統制体制の明確化

　　・業務方法書において、内部統制体制について明確化する。

(2)監事・会計監査人の権限・役割等の明確化

　　・監事や会計監査人の権限や義務を明確化する。

(3)役員等の任期

　　・法人の長の任期を「中期目標期間又は４年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間」として規定。

　　・監事の任期は法人の長の任期と対応して規定。

(4)役員の職務忠実義務・損害賠償責任の明確化

　　・役員の職務忠実義務・※任務懈怠に対する損害賠償責任を規定。

(5)一般地方独立行政法人の役職員の再就職等規制

　　・一般地独法人について再就職等規制を導入。

　(6)職員の給与等の基準

　　・一般地独法人の職員の給与等の支給基準について、国・地方公務員の給与等、民間企業の給与等、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮する。

(7)役員の公募・推薦等

　　・独法通則法と同様の人材登用に関する規定を設ける。

　(8)著しく不適切な法人運営等についての是正措置

　　・設立団体の長による不適正な業務運営に対する是正措置の規定。